

## 六、著作権料の遡及期間と今後の対応

### 1. その後の連盟の認定教室

私のブログに送ってくれた、群馬県の1経営者のコメントをご紹介します。  
「群馬の教室は、支局長の命令で著作権料を支払ってきませんでした。今回、纏めて10年間分の料金を取られました。お陰さまで易くして戴きました。ありがとうございました。（2012年11月2日）」

私はこれを読んで暗然とした。本当に申し訳ないと心から陳謝致したい。私をもっと強硬に頑張って担当を続けていれば、必ずやもっと易くなっただろう。

JASRACの主張は、10年間×月額16,000円、192万円であった。それを盾に恐らく、群馬だけでなく全国で著作権を収めてこなかった教授所は10年間分360,000円（1カ月分3,000円）の支払いを強要されたことであろう。

確かに、最初JASRACが要求していた10年間、192万円からは易くなったことは事実であろうが、我々の要求は「3年間×3,000円」であったのである。

即ち、108,000円で済んだと思われる料金が…。もう少し担当者の交渉能力・決断力があれば、JASRACにこのような思いをさせられずに済んだ筈であった。

法律的には、平成13年9月30日までは「著作権に関する仲介業務に関する法律」により、平成13年10月1日から新たに「著作権等管理事業法」が制定され、ダンス業界だけが著作権料を支払わせられていた。「著作権等管理事業法」が制定されるまでは、支払う必要はなかった、とも言えるのである。

また、その後の「著作権に関する仲介業務に関する法律」も前述した如く、業界の最大手である「JBDF」と折衝せず、「全ダ連」の小野寺専務理事が、JASRACに対し、はっきりと「この内容では同意出来ない」と伝えたのにも関わらず、「著作権料金一部変更理由書」を名古屋高裁提出証拠に、関係使用者団体との協議に、「本変更案については、それぞれ次のおり関係者団体との間で協議を行い合意を得ている事を申し添える。」と全く虚偽の文書を裁判所に提出している。これらを元に、もっと譲歩を引き出すことができた筈であった。

それらも含め、文化庁とも協議をして、規定を根本的に改定、又は、他の団体との協議を睨みつつ、それまで交渉を停止することも出来たはずであった。

名古屋の裁判でも、遡及期間は3年間であったので、当然、3年間で交渉は纏まると信じていたのに、このブログを読んで本当にショックであった。

では何がこの問題の原点だったのだろうか？ 当然、連盟の役員の能力の不足もあるが、東京の役員クラスのスクールでは、この位の著作権を支払っても別に痛くも痒くも無い、ということなのかも知れない。

然し、地方の未だダンス愛好者の土壤が固まっていなかったところでは、この著作権料の値上げや、過去の遡及分の支払いが大きな負担となったのである。

以前、東京の教授所協会（高岡理事長）や教授所組合（現在のTBSA、片瀬理事長）が姑息な手段として、最初の料金は易くして契約、その後、複数回に亘って、新しく入会する教授所の料金を釣り上げ、今回全ての教授所の値上げをせざる得なくなると高額な料金になったものである。

当然、その交渉の担当者が、その任に当たるに値しない貧しい交渉能力の持ち主であった事は無論の事、回りの役員も、他のダンス（ジャズダンス、エアロビクス、タップダンス、タンゴダンス等）の情報の収集など、根本的な問題の調査に当たらなかった「つけ」が今回のダンス界に廻って来たものであろう。

両協会のトップの交代も、当然要求されるべきであろう。

この新しい規定による運用も各地の支部によって対応が異なる。

例えば、平成13年の暮れに契約の為、著作権協会を訪れた両国駅前のオオタケ・ダンス・スクールの大竹辰郎氏は、過去9年間分の使用料の清算として、300万円を請求され「そんなに払えない」と言ったところ、80万円を切る金額を提示され支払ってきた、との事である。（それでも非常に高額についている）

群馬県のスクールは、今迄殆んど全てが契約を結んでいなかったが、協会の会長が代表して大宮支部を訪れたところ、担当者は「もう少し待ってくれ」と既に数年間もそのまま放置され経過している、との連絡も入っている。

## ◎ 競技会に対する著作権料

私が交渉した「日本インター」については、既に少し触れたが、地方で行われる競技会（例えば、東北選手権大会、何々県大会等）で市や町などの体育館を使用する時など大きな痛手になる。

これは、実際に入場した観客の数ではなく、その体育館の観客席（無論、階下のフロア一面に設置された椅子席も含めて）、時間と入場料の平均値と観客席数が著作権料を決定する要因となってくるからである。

上の観客席は、一切使わなくてもである。

当然、連盟の作成した「著作権フリー曲」を使用すれば、一切JASRACは支払いを要求できないのであるが…。防御を確りして開催して欲しい。

## ◎ 発表会など会員の技術向上を目的としたパーティ

ホテルなどで行うディナー・パーティや技術発表会は開催できなくなる。

例えば、20,000円の会員権で行うもので、6時間以内で開催しても、使用料は、500,000円を超える。100名から200名でこの料金を支払う事は不可能であろう。500名以下の細かい料金設定が無く、食事の料金を含む、といってもJASRACは受け付けない。（私が担当であった時の規定ではあるが）

## ◎ 公民館活動について

現在の規定では、生涯教育としてのサークル活動等は出来なくなる。

例えば、月会費 1,000 円の会費で行う活動に対し、月 4 回として 48,000 円の著作権料が発生し、プロの先生を呼んでの講習会開催は不可能となる。

同じく、サークルが親睦目的と経験を目的とするパーティも開催出来ない。例えば、1,000 円の会費で 40 名（殆どのサークルは、それ以下の人数であろうが）の模擬パーティを行うと、32,000 円もの著作権料が発生する。会場費を支払ったならば赤字になることは自明の理である。

500 円以下の料金設定は無い。これも当然、著作権フリー曲を使う事となる。

## ◎ 前述したが、教育活動や公益活動として行う、無料で配布する曲にも、1 分、12 曲、の使用で 100 万円を超える請求書が来たのである。

以上の如く、著作権協会の管理曲を使用すると莫大な金銭がダンス界及びダンス愛好家から JASRAC に流れて行くことになる。

それでいて、私が担当者の時に調べた時は、著作権料の収入の内、作曲家・作詞家等に支払われる金銭は約 10% で、残りの 90% は、JASRAC の経費（天下りの役員等の給与を含む）に使われていたそうである。

何で、上手く行っていた「連盟の著作権フリーCD」の制作を辞めたのであろうか？ NHK の様に子会社を作ってでも作成すべきではないか？

何で、委託販売で、全国的な協力を得て、目標販売数を達成していた方法を変えて「注文受付」にしたのであろうか？ 単に忙しいでは済まされない。

そこに政治的な圧力を、誰かが掛けたのであろうか？

地方の経営者の中には、連盟が今後も定期的に「著作権フリーCD」を出してくれることを信じて、JASRAC との契約をしなかった人もいる、と聞く。

NDLS が自らの「組織を拡大する」事と JASRAC が「儲けを拡大する」事を目的として連盟の CD の制作を辞めさせたのであれば問題である。

## 著作権料は…。

著作権料を支払える教授所だけが NDLS を通して支払えば良いではないか。連盟が「著作権フリーCD」の制作を始めることは、常務理事会・理事会の承認を取っている。

NDLS はその頃から販売に反対していたが、JASRAC の集金を任せる時の条件として、制作を辞めるとの約束は無い。

事務局の協力があれば、NATD の「カムアンドダンス」の様に（既に、35 集以上はリリースしている）続けられる筈である。

私も何枚か NATD の CD を購入して持っているが、中には英国のララバイ

(子守唄) の様な良い曲があった。当然、P.D.曲であろう。NATD が今迄に発売されたものの中から選んで「著作権フリー曲」を新たに発売したならば、ビジネスとしても、ダンス界の為にも大変な利益となろう。カムアンドダンス第15集などにも優れたPD曲が沢山収録してあるようだ。

また、過去には、コロンビアやキング、ポリドールなど「ダンス音楽」を発売していた会社が多くあったが、ビジネスになると思えば、再度定期的に収録してくれることと思う。P.D.になっている名曲は沢山あるのだから。こういう会社とタイアップして販売に協力すれば、良いスポンサーにもなる。

結論として、各スクールは、自分達の判断で「著作権料」を支払って全ての音楽を使用するか、又は、著作権料の発生しない音楽のみを使用して営業をするか、は自分で決めるべきであると思う。(私も、もう少し若ければ…)

何も、NDLS や JASRAC の為には、無理やり契約する事は無い。

連盟も事業として音楽CDを作成することは当然大きな労力を伴う。然し、このまま著作権フリーCD曲の作成を辞めてしまえば、連盟傘下の認定教室の窮状を見過ごす事となり、また、著作権協会が今回の様な非情な要求をしてきた時に、交渉の武器を捨てる事となる。やらなければならない筈である。

それが、組織のトップの義務であり、下部組織の安寧を図るべきと思う。

私のスクールでも、未だ財団が設立する前から教授所組合の一員として、組合が決定した料金を支払ってきたが、納得して支払ってきた訳ではない。組織の一員として、決定された料金を支払ってきただけである。恐らく他の殆んどの人もそうであろう。

その頃の風俗営業法下で、ダンスホールやカラオケなどと同じ感覚で我々のダンススクールにも著作権を払うべし、との JASRAC の意向だと思う。

#### ◎ そこで我々が今後活動する方向性としては…

1. バレエ、ジャズダンス、エアロビクス等も著作権料を支払っているのか？  
カルチャー・スクール、公民館活動、学校でもダンスを教えているところは多いが、そこからも取り立てるつもりか？ 調査をする事が先ず、第一である。
2. 他の国のダンススクールでは、著作権料を支払っていないと思うが、調査をしたことはあるか？ 今後行う積りはあるか？ (連盟は過去に行った！)
3. 現在の著作権料について、著作権料は音楽を使用したことに対して掛かってくるものと認識しているが、何故、フロアの大きさや教師の人数、料金に対して掛かってくるのか、その根拠は？ 税金と同じ発想か？

最近、TBSA 等から、脅迫状の様な文書が付された為に、退会届を提出した。

## 退会届

東京ボールルームダンススクール

アソシエーション協会御中

今般の貴協会とNDLSによる「著作権問題」での対応について疑義あり、貴協会から退会致すこととなりましたのでお届けいたします。

平成17年7月11日

シノダダンススクール

篠田学

私が提出した、TBSA理事長と称する田中 栄二氏から「詰問状」とも取れる文書が送り返されてきた。中には「TBSAに対する誹謗中傷ともとれる記述があり…」及び「TBSAの正式名称を誤って書いている」とのことであった。

私は、次の様な返書を出した。

「退会届け、確かに受領しました」とのことであり、退会した者としては貴協会の運営内容についてとやかく言うべき事ではないが、説明を求められましたので私見を述べる事とする。

- ①. 先ず、今回の著作権料徴収に関して、貴協会からの通知文は「自己申告額の20%を引いて支払いなさい。残りの8%は、5%をNDLSの傘下の協会に、3%をNDLS本部が手数料として受け取ります」との主旨であった。ご存知の如く、著作権協会との折衝にはJBDFとNDLSが共同で当たってきたものである。当然、必要経費をどの様に捻出するかも話し合われる必要がある筈であるのに、その他、両組織により話し合いが必要、と思っていた私としては、JBDFには一言の相談も無く決定し「NDLSの理事会で決定されたものであるから協議に応じる必要はない」（田中栄二氏）とその後話し合いにも応じなかったのは、私には考えられない非常識な事であると思った。当連盟会員による認定教室からも数多くの疑義が寄せられ、連盟としての対応を専務と相談し、他の認定教室の会員と共に歩む為、私としてもこの様に無体

な「NDLS」から脱会する決心をしたもので、それが「退会届」となった。

- ②. 私の教室は、東京教授所組合の時に加盟して以来、今日まで長い間組合員として過ごしてきたが、TBSAと名称が変更になり、「アマ検」に加盟、今回はそれどころか「NDLS」にも加盟していることになっていたのである。

JBDFの認定教室になる時は、確かに全員が入会申込書を提出・納得して加盟したが、NDLSの加盟教室には、本人の了解も総会での議決がなくても、全ての教室が加盟したことになっているのである。

TBSAの会員である限り、NDLSの傘下から抜けられず、その方針に従わなくてはならないと思い、この度の退会に至ったものである。

- ③. 確かに、TBSAはNDLSの1社員であり、直接に著作権問題に関与していないと言われるかも知れない。しかし、NDLSの5役（正・副会長、専務、常務理事）の内、TBSAからは役員を3名も送り込み、東京ダンス教授所組合が発展して「アマ検」そして「中間法人」へと進んでいったことは誰の目にも明らかであろう。（島田、田中の両氏が担当委員である）

1. 「TBSAに対し誹謗中傷とも取れる記述が有り」とのことであるが、何をもって「誹謗中傷」としているのであろうか。

もし「疑義あり」を指しているのであれば、「疑義」とは文字通り「意味がはっきりしないこと」「疑わしい事柄」（広辞苑）である。即ち、TBSAが会員の承諾もなくNDLSに加盟し、5%をNDLSの所属協会（TBSAを含む）へ、3%をNDLS本部の収入に組み入れることは、我々一般の会員から見れば「やっている事がおかしい」「疑わしい決定」と思える事なのである。

2. ご存知の如く、私が疑義を書いた後、その8%引きの使用料を撤回し、必要経費に関しては別に徴収するとされた。もっと早く実現していたならば「全ダ連」も共にした筈であるし、私も退会する必要が無かったかもしれない。また、今まで通り全ての教室が銀行引き落としか、一つの口座に振り込むようにすれば、各都道府県の協会が介在する必要も負担も無くなる筈であった。「個人情報保護に関する法律」の問題（連盟は文部科学省から強く指導を受けている）もあるので、NDLSと協議を行いたいと希望していたが…。

3. 最後に、TBSAの正式名称を誤って書いているとの指摘であるが、確かにアソシエーション（Association）は協会、組合、団体等の意味があり、重複する記述になっている。これが気に障られたのであれば遺憾である。

私も書くときに迷ったのだが、荒川を英語の表記はArakawa Riverと書く様に、「TBSA協会」と書く方が妥当と思ったもので他意はない。（全然！）

以上で終わる事にするが、未だ納得できない事柄があればお知らせ戴きたい。

私は、直ぐに全ダ連の細金会長に連絡を取らせ、全ダ連を通してJASRAに著作権料を支払う手続をした。

全ダ連は、28%引きで支払った後は、1,000円の手数料を収めることに決定した様で、NDLSは確か3,000円になった、と聞いていた…。

前述した如く、今のメダルテストを好まない人は、全ダ連に加入する事も、一つの選択肢であろうと思う。

先ず、TBSAは会費を納めさせ、全ダ連より2,000円高い手数料の他に生徒さんにメダルテストを受けさせる様に、強制ではないが、組織上はメダルテストを受験させる協会であることは明らかである。

### その後の交渉経過

平成16年10月25日 JASRACにて三者の代表会談。(連盟、議員、協会)

同年11月17日 澤野弁護士、篠田、和田、アマ検(島田、田中)5名がJASRACに初めて一緒に伺った。

同年12月23日 河辺課長と公益事業に伴う著作権料の協議(篠田)この間、5カ月間以上、TBSAとは接触無し。

平成17年5月31日 澤野弁護士に「基本合意書」を提示された。その時は既に、「合意書は確定済み」であり、決定されたものであった。

### ダンス界の危機の転換・ピンチをチャンスに！

現在、最もダンス界が危機に面していることを認識している人が、経営者や選手の中に、どれだけ居るのであるのか？

これは、私も含めて今迄のダンス界のトップの無為無策の為せる業であろう。ダンス人口の減少、ダンス教授所の倒産・廃業、プロ・アマ選手の激減、世界的に見た技術レベルの低下など、今後、どの様にすれば再度のダンス・ブームを再び巻き起こせるのであるのか？

ゴルフの松山 英樹、宮里 藍、スケートの浅田 真央、羽生 結弦、テニスの錦織 圭選手などの世界のトップ・プレイヤー達がテレビに出てくると、そちらにチャンネルを回してしまう様に、日本選手がトップにならないと、マスコミもテレビやスポンサーが見向きもしない時代である。

子供の時から英才教育を受けさせ、世界で戦える選手を作り上げる事が日本のダンス界にとって喫緊の課題であろう。

昨年の暮れの衆議院解散選挙で適わなかった「ダンスを風営法」から名実共に外す運動も今後、連盟が全力を挙げて取り組まねばならない法律改正の為の運動であろう。全国どこでも、一般の人の目に触れる場所で自由にダンスを踊れる事こそ重要である。他の先進国並みに、ホテルのロビー等で、ピアノやCDなどの演奏で踊っている人を見て自分も習いたい、と思う人は必ず出てくる筈！

そして最も重要な事は、オリンピックに採用される為の活動ではないのか。

音楽著作権問題 最終回 終了